(別紙)

協定項目番号	３３	協定項目名	保育事業の取扱い
調　整　内　容			

【修正内容】

（２）保育料について

保育料については、合併時は現行どおりとし、平成１７年度から統一に向け段階的調整を行い、平成２１年度に統一を図る。

また、統一する保育料の額は、新市の少子化対策及び子育て支援の主要施策の一環として保育所利用者の経済的負担を軽減するために、国の徴収基準に対して４０％軽減した水準に設定する。

なお、保育料の統一と合わせて、公立保育所の運営のあり方についても、行財政改革の視点から今後見直しを検討する。

※参考

《修正前》

（２）保育料について

保育料については、平成１７年度までは現行どおり（各市町の軽減率を適用）とし、平成２１年度までに統一を図る。また、統一する保育料の額及び暫定措置（経過措置）の内容については合併後に調整する。